

社会福祉施設等における 災害への備えについて

大阪府福祉部福祉総務課

社会福祉施設等における災害への備えについて

- 1 社会福祉施設等の被災状況の把握
- 2 社会福祉施設等におけるBCP(事業継続計画)の策定
- 3 社会福祉施設等における地震防災対策マニュアルの作成
- 4 非常災害対策計画の策定と避難訓練の実施
- 5 水防法等に基づく避難確保計画の作成と避難訓練の実施
- 6 津波被害を想定した災害対策マニュアルの策定と避難訓練の実施
- 7 社会福祉施設における災害時の施設間相互応援協定締結のためのガイドライン
- 8 大阪DWAT(大阪府災害派遣福祉チーム)について

1 社会福祉施設等の被災状況の把握

厚生労働省様式(被災状況整理表)を用いて、
以下の報告フローで社会福祉施設等の被災状況を把握

【報告フロー】

- ①社会福祉施設等 → 施設所在市町村
- ②施設所在市町村 → 大阪府
- ③大阪府 → 国(厚生労働省)

施設所在市町村の報告先一覧及び様式(記載例)は、
府福祉総務課のホームページに掲載

2 社会福祉施設等における BCP(事業継続計画)の策定

利用者への支援等の重要な事業を中断させない、
または中断しても可能な限り短い期間で復旧させるために、
BCP(事業継続計画)の策定が有効。

福祉部出先機関で策定しているBCP(地震災害想定)
を基に、作成のポイントとなる項目をまとめました。

【作成ポイント】

- ◆非常時優先業務
- ◆業務継続のための業務資源・環境の確保
- ◆業務資源確保等のための平常時からの対策

3 地震防災対策マニュアル

社会福祉施設等が地震や風水害の発生への備えや
発生した場合の迅速な避難などを定める防災マニュアル
を作成する際の手引書を作成

【手引書概要】

- ◆施設における地震防災対策の必要性について
- ◆平常時における地震防災対策
- ◆地震発生後の応急対策

4 非常災害対策計画の策定と避難訓練の実施

平成28年8月31日の台風10号に伴う暴風及び豪雨による災害の発生に伴い、厚生労働省により通知

【通知概要】

- ◆「避難準備・高齢者等避難開始」、「避難勧告」、「避難指示(緊急)」等の情報の把握(施設管理者等)
- ◆非常災害対策計画の策定及び避難訓練の実施(施設等)
- ◆計画の策定状況及び避難訓練の実施状況等についての点検及び指導・助言(府及び市町村)

5 水防法等に基づく 避難確保計画の作成と避難訓練の実施

水防法等の一部を改正する法律(平成29年6月19日施行)により、以下の①②をともに満たしている場合、社会福祉施設等において『避難確保計画の作成』と『避難訓練の実施』が義務化

【避難確保計画の作成と避難訓練の実施が義務となる施設】

- ①浸水想定区域内又は土砂災害警戒区域内に存在している
- ②市町村地域防災計画に施設の名称と所在地が記載されている

6 津波被害を想定した災害対策マニュアルの 策定と避難訓練の実施

津波防災地域づくりに関する法律に基づき、
以下の①②をともに満たしている場合、
社会福祉施設等において『避難確保計画の作成』と
『避難訓練の実施』が義務化

【避難確保計画の作成と避難訓練の実施が義務となる施設】

- ①津波災害警戒区域内に存在している
- ②市町村地域防災計画に施設の名称と所在地が記載されている

7 社会福祉施設における災害時の 施設間相互応援協定締結のためのガイドライン

災害時において、自らの施設だけでは対応できない場合の「共助」として、施設間の応援体制整備のための手法である施設間応援協定の締結について、協定に盛り込むべき項目や留意点、事例などをまとめたガイドラインを作成

【ガイドライン概要】

◆社会福祉施設における災害時の施設間応援協定

- (1)施設間応援協定とは (2)協定の目的と効果

◆施設間応援協定の内容

- (1)締結主体 (2)協定内容

◆参考となる取組み

8 大阪DWAT(大阪府災害派遣福祉チーム)

【大阪DWAT】 ※令和2年3月26日発足(チーム員255名)

◆災害時における、長期避難者の生活機能の低下や要介護度の重度化など二次被害防止のため、一般避難所で災害時要配慮者(高齢者や障がい者、子ども等)に対する福祉支援を行う民間の福祉専門職等で構成されるチーム

【大阪DWAT概要】

◆活動は、被災地の復興と自立を支援するためのものであるため、原則1ヶ月程度

チーム編成	活動場所	派遣期間	主な活動(支援)例
1チーム 5名程度	市町村が設置する小学校等の一般避難所	1チーム 連続5日以内	・アセスメント(避難所への支援) ・相談支援(福祉ニーズの把握) ・日常生活の支援(食事・介護等)

◆福祉専門職(以下の資格・職種でチーム員養成研修を修了した者)

【資格・職種】 介護福祉士、介護支援専門員、社会福祉士、看護師、理学療法士
精神保健福祉士、保育士、その他介護職員など

【平常時の活動等について】

◆所属する施設・事業所の災害対応力の向上

事業所の避難訓練について、地域と共同で実施など

◆地域との連携<大阪DWATの認知度アップ>

地域のイベントへの参画、住民との訓練の共同実施など

社会福祉施設等における災害への備え (府福祉総務課ホームページ)

The screenshot shows the official website of the Osaka Prefecture Government. The main navigation bar includes links for various departments like Health, Education, Environment, and Agriculture. A prominent search bar at the top right says 'Google カラム検索 検索' (Google Column Search Search). Below the search bar, there are buttons for '文字サイズ' (Text Size) with options '縮小' (Shrink), '標準' (Standard), and '拡大' (Expand). The main content area features a large box with the text '「大阪府 社福 災害」で検索ください。' and the URL 'http://www.pref.osaka.lg.jp/fukushisomu/saigaisonae/index.html'. The page content is organized into several sections: '社会福祉施設等の被災状況の把握' (Information on the status of social welfare institutions affected by disasters), '社会福祉施設等における避難防災対策マニュアルの作成' (Creation of disaster prevention countermeasures manuals for social welfare institutions), '非常災害対策計画の制定と避難訓練の実施' (Establishment of emergency disaster response plans and implementation of evacuation drills), '水防法等に基づく避難確保計画の作成と避難訓練の実施' (Implementation of evacuation guarantee plans based on water prevention laws and execution of evacuation drills), and '津波警報を発令した災害対策マニュアルの策定と避難訓練の実施' (Implementation of disaster response plans and execution of evacuation drills when tsunami warnings are issued). Each section contains a link to a detailed page.

「大阪府 社福 災害」で検索ください。

<http://www.pref.osaka.lg.jp/fukushisomu/saigaisonae/index.html>

社会福祉施設等の被災状況の把握

大阪府では、社会福祉施設等において、地震や風水害等の災害により物的・人的被害があった際には、事業者の皆様から所在市町村にご報告いただき、市町村を通じてご報告いただくこととしています。

「社会福祉施設等の被災状況の把握」のページ

社会福祉施設等における避難防災対策マニュアルの作成

社会福祉施設等において、地震や風水害の発生への備えや発生した場合の迅速な避難など、社会福祉施設が作成する防災マニュアルを策定するための手引きを作成しました。

「社会福祉施設等における避難防災対策マニュアルの作成」のページ

非常災害対策計画の制定と避難訓練の実施

事業者、障がい(児童)、児童、医療などを利用する社会福祉施設は、非常災害に関する具体的な計画を策定すること、避難訓練を実施して非常災害対策計画の内容を実施し見直しを行うことが求められています。

「非常災害対策計画の制定と避難訓練の実施」のページ

水防法等に基づく避難確保計画の作成と避難訓練の実施

水防店等の一部を改正する法律が平成22年6月12日に施行され、水防店は土砂災害防止法に基づき、浸水想定区域内外は土砂災害警戒区域内にある社会福祉施設等のうち市町村避難防災計画にその名前と所在地が記載された施設に付し、避難確保計画の作成と避難訓練の実施が義務付けられました。

「水防店等に基づく避難確保計画の作成と避難訓練の実施」のページ

津波警報を発令した災害対策マニュアルの策定と避難訓練の実施

津波防災地域づくりに関する法律に基づき、津波災害警戒区域内の要配備者専用施設(主として高齢者、障がい者、医療者その他に防災上の配慮を要する者が利用する施設)のうち、市町村避難防災計画にその名前と所在地が記載された施設に対して、津波の発生時ににおける円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な措置に関する計画の作成と避難訓練の実施が義務付けされました。

「津波警報を発令した災害対策マニュアルの策定と避難訓練の実施」のページ

社会福祉施設における災害時の施設間相互応援体制のためのガイドライン

災害時ににおいて、彼らの施設だけでは対応できない場合の「共助」として、施設間での応援体制を整備しておくことを奨めます。施設間の応援体制整備のための手引きである、施設間応援体制の確立について、規定に盛り込まれるべき項目や留意点、事例などをまとめた「社会福祉施設における災害時の施設間相互応援体制のためのガイドライン」を作成しました。

「社会福祉施設における災害時の施設間相互応援体制のためのガイドライン」のページ

このページの改修履歴

大阪府災害派遣福祉チーム(大阪DWAT)の設置について (府地域福祉課ホームページ)

Google カスタム検索 検索 ページの探し方 カテゴリーから探す 言語の距離から探す 文字サイズ: 小さく 標準 大きく

トップ <らし・住まい 人権・男女 まちづくり 共同参画 福祉・子育て 教育・学校・青少年 健康・医療 商工・労働 環境・森林・文化 都市魅力・都市計画・防災・安全・府政運営・緑化・文化 教育教職・幼稚園・南支社

ホーム > 福祉・子育て > 地域福祉 > 大阪府災害派遣福祉

大阪府災害派遣福祉チーム(大阪DWAT)の

「大阪DWAT」で検索ください。

<http://www.pref.osaka.lg.jp/chiikifukushi/ddwatto/index.html>

メニュー
大阪府災害派遣福祉支援ネットワーク
大阪DWAT登録・変更等
班組
要綱・マニュアル等
様式一覧



更新日: 令和2年4月9日

DWAT(ディーウッド)とは

災害時における、長期間避難者の生活機能の低下や要介護度の重度化など二次被害防止のため、一般避難所で災害時要配慮者(高齢者や障がい者、子ども等)に対する福祉支援を行う民間の福祉専門職(※)で構成するチームです。

○ DWAT: Disaster Welfare Assistance Team の略

(※) 福祉専門職: 介護福祉士、介護支援専門員、社会福祉士、看護師、理学療法士、精神保健福祉士、保育士、その他介護職員等

大阪DWATの体制構造

災害時の避難所において、高齢者や障がい者、子ども等の地域の災害時要配慮者が、長期の避難生活を余儀なくされ、必要な支援が行われない結果、生活機能の低下や要介護度の重度化などの二次被害が生じるといった課題が指摘されており、これらの方々の避難生活中における福祉ニーズへの対応が急務となっております。

大阪府においては、平成28年度に、施設団体や職能団体に参画いただき、「大阪府災害派遣福祉支援ネットワーク」を設置して、災害時の支援ニーズについての情報共有や、福祉支援の連携した取り組み等について検討を行って参りました。

平成30年5月には、地震や台風等による多くの自然災害が各地に甚大な被害をもたらしたことを受け、厚生労働省から各都道府県における「災害派遣福祉チーム」の組成等、災害時の必要な支援体制の構築を目的とした「災害時の福祉支援体制の整備に向けてガイドライン」(PDFファイル: 1MB)が示されました。

こうした中、大阪府災害福祉支援ネットワーク構成団体の協力も得ながら、令和元年度に大阪DWATを派遣できる体制を構築しました。

大阪DWATの活動概要

大阪DWATは被災市町村の災害対策本部や避難所の管理(責任)者等のもとで、災害時要配慮者への支援を行います。

また、活動は、被災地の復興と自立を支援するためのものであるため、原則1か月程度としています。



大阪DWATユニフォーム

チーム編成	活動場所	派遣期間	主な活動(支援)例
1チーム5名程度 【複数編成で編成】	小学校等の一般避難所	・ 1チーム連続5日以内 ・ 1か月程度の継続派遣	・ アセスメント(避難者への必要な支援) ・ 相談支援(福祉ニーズの把握等) ・ 日常生活上の支援(食事・介助等)